

「労働条件等証明書」について

当共済組合の被扶養者が、被扶養者となる要件を満たしているか確認するため、労働条件および給与額等を調査します。被扶養者の勤務先へ「労働条件等証明書」を提出し、記入および証明を受けてください。

※ 共済組合では過去に提出された「給与等の支払状況」の内容を管理していますので、これまでに共済組合へ提出済の期間の支払月及び支払金額等については、今回の調査における証明の提出を省略できます。

「労働条件等証明書」記入上の注意

記入について

氏名と住所以外の欄は証明者（事業主等）が記入・証明してください。

労働条件について

共済組合から指定がある場合を除き、最新の内容を記入してください。（支払状況で証明する金額が労働条件と対応している必要はありません。）

勤務時間等について

労働時間や賃金に上限の定めがある場合は、その内容を必ず「その他補足等」欄に記入してください。シフト制で勤務時間が一定でない場合や、上限の定めがない場合は、1か月の最大勤務時間等を記入してください。

賞与について

賞与の支払いがあるときは、「有」に○をし、「支払月及び支払金額」欄に詳細を記入してください。

支払月が決まっていないときは、「年額○○円」として賞与の合計額を記入してください。

支払金額が変動する場合は、次のうち、いずれかあてはまる内容を記入してください。

- ①賞与額の上限の定めがあれば、「最大●●円」等、上限額を記入
- ②上限の定めがない場合は、見込額を記入
- ③そのほかの場合は、その内容を記入

給与等の支払い状況について

証明日までの期間において、支払月に支払った諸手当を含む総支給額（非課税の通勤手当等を除く）を記入してください。（例・6月勤務分の給与を7月に支払っている場合は、7月の欄に記入）

** 記入例を「山口県市町村職員共済組合ホームページ」に掲載しています **

トップページ下部「各種請求用紙/詳細はこちら」→各種請求用紙のページ「労働条件等証明書」の、記入例のアイコンをクリック

ご不明な点は [山口県市町村職員共済組合 保険課 資格係](#) へお問い合わせください（Tel083-925-6142）

共済組合からのお知らせ

求む！！あなたの健診結果

40～74歳の被扶養者（特定健康診査対象者）の方にお願ひがあります。

勤務先で受診した健康診断の結果が届きましたら、

ぜひ共済組合にそのコピーを郵送してください。

必要な検査項目の結果が揃っていれば、500円分の図書カードを進呈いたします。

詳しくは、受診券とともに送付している「2019年度特定健康診査のご案内」をご覧ください。

ご提出いただいた健診結果は、共済組合が行う保健事業と各種統計に活用されます。



お問い合わせ先 保険課健康推進係 ☎083-925-6142